

関越自動車道高架下 施設整備基本方針

平成25年3月

練馬区

目 次

経緯および目的	1
活用予定区間の概要	1
整備を予定している施設の配置計画	2
施設整備の基本的考え方	4
施設整備にあたっての留意事項	4
各施設の具体的内容	
A区画 高齢者センター	6
B区画 リサイクルセンター(道路公園管理事務所併設)	8
C・D・H区画 倉庫	10
E・F区画 スポーツ関連スペース	11
G区画 地域交流スペース	12
全区画 歩行空間	13
施設運営にあたっての留意事項	14
整備スケジュール	14

経緯および目的

国は、高架の道路下の占用許可のあり方について、平成 17 年および 21 年に通達を発出し、従来の「抑制の方針」から、まちづくり・賑わい創出などの観点から「有効活用を推進する方針」へと転換した。

これを踏まえ、区では「関越自動車道高架下」空間について、「区民が利用する可能性のある貴重な空間」として位置づけ、当該空間の有効活用を積極的に行うことにより、区民生活の向上と地域の活性化を図ることを目的として、「関越自動車道高架下活用計画」を定めた。

平成 25 年 1 月 18 日、道路保有者である日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）は、区の「活用計画」を踏まえ、当該空間にかかる「利用計画」を決定した。

この「関越自動車道高架下施設整備基本方針」（以下、「整備基本方針」という。）は、機構が定めた「利用計画」に基づき、当該空間に整備を予定している施設の整備内容や運営についての基本的な考え方をまとめたものである。

今後は、区民・施設利用者の意見を聞きながら、本方針に基づいた施設整備を進めるものとする。

活用予定区間の概要

1 活用予定区間

大泉ジャンクションから学園通りまでの延長 1 km の区間（大泉町四・五丁目、大泉学園町一・四丁目にかかる地域）。

2 活用予定区間の現状

当該高架下区間は、南北方向に抜ける道路と東西方向に走る側道が整備されており、南北方向、東西方向とも十分な往来が可能である。都市計画道路補助 135 号が当該区間の西側で接しており、最寄駅である大泉学園駅からのバス路線が走っている。

用途地域は、ほぼ全域が「第一種中高層住居専用地域」であり、大泉学園通りに接する一部のみ「近隣商業地域」である。

3 周辺土地利用状況

区の施設として「こぐれの森緑地」「大泉北小学校」がありそれ以外は基本的に住宅地である。

また、活用区間周辺には路側帯・公園等を含め、約 18,000 m²の緑地が整備されている。



整備を予定している施設の配置計画

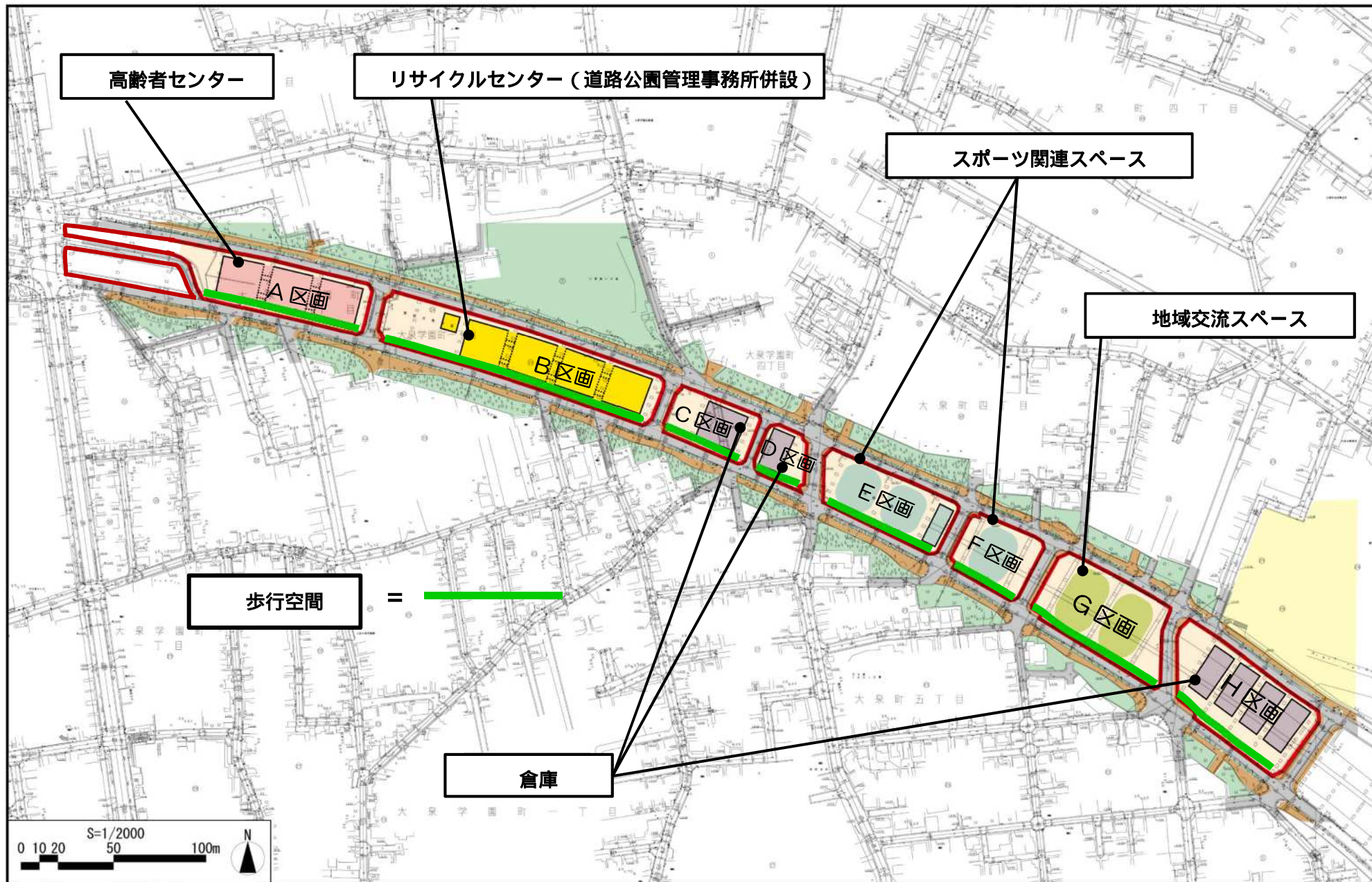
1 整備施設選定の考え方

区の長期計画に掲げる施設で、大泉地区に整備することとしている施設
必要性の高い施設で、大泉地区に整備することが望まれる施設
地域の活性化に役立つ施設

2 整備を予定している施設

高齢者センター
リサイクルセンター（道路公園管理事務所併設）
倉庫（区内の町会、自治会用など）
スポーツ関連スペース
地域交流スペース
歩行空間

3 施設配置図



施設整備の基本的考え方

- 1 地域住民をはじめ区民の交流の場にふさわしい機能・利便性を備え、活用空間全体が、地域の新たなシンボルとして区民に親しまれる施設整備をめざす。
- 2 高架下空間を活用して複数の区立施設を整備するという特徴を踏まえ、全体として統一されたデザイン、意匠性を持ち、周辺環境と調和のとれた良好な景観の創出に努めるとともに、周辺の住環境へ配慮して施設整備を行う。
- 3 高架下の占用にかかる法令や国土交通省通達（平成 21 年 1 月 26 日国道利 17 号国土交通省道路局長、同日国道利第 19 号国土交通省道路局路政課長）に準拠した施設整備とする。

施設整備にあたっての留意事項

- 1 周辺の住環境への配慮
 - (1) 整備する建築物はすべて平屋建てとするとともに、高架道路から適切な離間距離を取り、通風などの確保に配慮する。
- 2 安全、安心な施設
 - (1) 耐震性、耐火性を確保し、災害に強い施設とする。
 - (2) 敷地内や建物内および外部からの見通しを可能な限り確保した上で、建物・周辺環境の防犯に配慮した施設とする。
 - (3) 施設利用者や歩行者・通行車両等の交通安全に配慮した施設とする。
- 3 環境に配慮した施設
 - (1) 省エネルギー機器の導入などにより環境負荷の低減に努める。
 - (2) 建物周辺の緑化など、多様な緑化に努める。
- 4 バリアフリー化の推進
 - (1) 「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に則し、だれもが利用しやすいようにバリアフリー化を推進する。
- 5 高架下空間の特殊性への配慮
 - (1) 道路管理者と協議の上、高速道路の維持管理に配慮した施設とするとともに、必要に応じて落下物対策を講じる。
 - (2) 建築基準法等各種法令に従った施設整備を行う。

- (3) 騒音、振動を軽減し、区民が快適に利用できる施設とする。
- (4) 高架下での工事の特性を踏まえ、構造・工法の工夫を行う。

6 区民意見の聴取

- (1) 施設整備にあたっては、区民・利用者にとってより良い施設とするため、地域住民・利用者等で構成する施設建設懇談会を設置し、当該懇談会の意見を踏まえて検討する。
- (2) 施設整備の節目では、説明会を開催するなど、区民の意見を聴取する機会を設ける。

各施設の具体的内容

A区画 高齢者センター

1 施設概略

区内在住の60歳以上の方を対象に介護予防、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどの事業や場所の提供をする、「老人福祉法に規定する老人福祉センター（A型）」に該当する施設。

「大泉地区」を主な対象地域とし、「60歳以上の者」または「60歳以上の者を構成員とする団体」が主な施設利用者となる。

同様施設の区内の設置状況

地区	施設名称	所在地	平成23年度 利用人数
練馬地区	豊玉高齢者センター	豊玉中 3-3-12	35,414人
光が丘地区	光が丘高齢者センター	光が丘 2-9-6 (光が丘区民センター内)	75,142人
石神井地区	関高齢者センター	関町北 1-7-2 (関区民センター内)	32,940人

2 施設整備内容

(1)延床面積

約1,200㎡

高架橋脚により区切られた3つの区画に、機能別に施設を配置し、各区画を「渡り廊下」等をつなぐ方式を想定している。

(2)各諸室の利用用途・面積・主な設備仕様

入浴・運動機能

利用用途	想定面積	仕様、設備	備考
浴室	90㎡	男女浴室、脱衣室	
トレーニングルーム	90㎡		
リラククスコーナー	40㎡	マッサージ機等	

展示・相談・情報発信収集機能

利用用途	想定面積	仕様、設備	備考
事務室	40 m ²		
相談室	20 m ²	2室	
パソコンコーナー	30 m ²	PC 端末	
図書コーナー	20 m ²		
展示スペース	20 m ²		

娯楽・学習機能

利用用途	想定面積	仕様、設備	備考
娯楽室	40 m ²		囲碁、将棋、麻雀、カラオケ、ダンス、絵画、映画鑑賞等に利用
集会室	80 m ²	2室 プロジェクター	
調理実習室	40 m ²	調理台 (IH) 電子レンジ等	

(3)その他の施設整備

駐車場 5台

駐輪場 50台

3 施設の利用・管理

施設の利用は、基本的には予約不要で、利用料金は無料。ただし、団体が諸室を占有して利用する場合には事前予約が必要となる。

利用人数は、年間 35,000 人程度と想定している。

施設運営にあたっては、「指定管理者制度」の導入を予定している。

B 区画 リサイクルセンター（道路公園管理事務所併設）

1 施設概略

地域のリサイクル活動の普及促進を図り、環境学習活動の中心施設として、環境・リサイクルに関する展示、家庭で不用となった家具・生活用品などの販売や提供、図書の貸し出し、学習会やイベントの実施などの事業を行う施設。「大泉地区」を主な対象地域とする。

当該区画内に、「水防時対策拠点」として、水防用品等の格納と、対策時の職員活動拠点として活用する「道路公園管理事務所」を併設する。

同様施設の区内の設置状況

地区	施設名称	所在地	平成 23 年度 利用人数
練馬地区	豊玉リサイクルセンター	豊玉上 2-22-15	10,222 人
光が丘地区	春日町リサイクルセンター	春日町 2-14-16	38,318 人
石神井地区	関町リサイクルセンター	関町北 1-7-14	29,561 人

2 施設整備内容

(1)延床面積

1,200 ~ 1,600 m²

高架橋脚により区切られた 3 あるいは 4 の区画に、機能別に施設を配置し、各区画を「渡り廊下」等であつなく方式を想定している。

(2)各諸室の利用用途・面積・主な設備仕様

展示機能

利用用途	想定面積	仕様・設備	備考
展示室	100 m ²		リサイクル家具 等展示販売
コミュニティスペース	100 m ²	パネル展示設備	
倉庫（家具等保管用）	50 m ²		

学習機能

利用用途	想定面積	仕様・設備	備考
リサイクル工房	90㎡	大型スクリーン、プロジェクター等 給湯設備、調理用機器	各種講座等に 利用
情報コーナー	50㎡	書架、PC端末	
事務室	50㎡		
作業室	30㎡		

活動機能

利用用途	想定面積	仕様・設備	備考
会議室1・2	80㎡	防音可動パーティション	

道路公園管理事務所機能

利用用途	想定面積	仕様・設備	備考
職員待機事務所	100㎡		
倉庫（水防用品保管用）	220㎡		

(3)その他の施設整備

駐車場 5台（リサイクルセンター3台・道路公園管理事務所2台）

それぞれ2t車の利用あり

駐輪場 30台

3 施設の利用・管理

(1)リサイクルセンター

施設の利用は、基本的には予約不要で、利用料金は無料。ただし、会議室を利用する場合には事前予約が必要となるとともに、使用料を徴収する。

利用人数は、年間延べ35,000人程度と想定している。（リサイクル家具等購入 27,000人、講座等参加 4,000人、会議室利用 4,000人程度）

施設運営にあたっては、「指定管理者制度」の導入を予定している。

(2)道路公園管理事務所

主に水防態勢時の利用となり、10名程度の区職員が利用する。

C・D・H区画 倉庫

1 施設概略

区内の町会・自治会等地域団体が所有するイベント用の資器材や各種防災用資器材などを収納する倉庫。

2 施設整備内容

(1)延床面積

約 1,400 m²

高架橋脚により区切られた区画ごとに、独立した倉庫を配置する。

(2)主な設備仕様

倉庫内は利用者が自由に使えるよう、棚などの付帯設備は設置しない。

また 1 棟の建物の内部を約 15～20 m²ほどの広さに分割し、各区画を独立した倉庫スペースとして利用できるようにする。

(3)その他の施設整備

- ・ 駐車場 4～6 台（2 t 車の利用あり）
- ・ 各倉庫の周辺に荷解きスペース・手洗いスペースを確保する。

3 施設の利用・管理

倉庫全体の管理は区が行う。倉庫内の各区画について、区が町会・自治会等地域団体に利用希望を調査し、希望団体に対して区画ごとの貸出を行う。

倉庫の鍵および倉庫内の各区画の鍵は利用団体が管理することとし、当該団体が物品の出し入れなど必要な場合に自由に利用する方式を想定している。

E・F区画 スポーツ関連スペース

1 施設概略

子どもから高齢者まで、地域住民およびスポーツ団体が気軽に利用できる、フットサルコート・バスケットボールコートなどのスポーツ施設。

2 施設整備内容

(1)土地面積

約 3,500 m²

フィールドのほか管理棟 1 棟を整備する。

(2)主な設備仕様

利用用途	想定面積	仕様、設備	備考
フットサルコート	500 m ² × 2 面	人工芝舗装 防球フェンス 天井ネットまでの有効高さ 5 m程度	ゲートボールやグラウンドゴルフなどの利用も可能とする。 また、防音・吸音性能を備えた施設とする。
バスケットボールコート	500 m ² × 1 面	ダスト舗装 防球フェンス 天井ネットまでの有効高さ 5 m程度	
管理棟	200 m ²	事務所、更衣室、倉庫、トイレ、温水シャワー設備	

(3)その他の施設整備

- ・ 駐車場 6～8 台
- ・ 駐輪場 30 台
- ・ 敷地外へのボールの飛び出し防止設備
- ・ 高架道路からの落下物対策（ネットの設置など）

3 施設の利用・管理

施設の利用は、団体利用を基本とし、「公共施設予約システム」による事前予約方式をとるとともに、施設・駐車場利用とも「練馬区立スポーツ施設条例」に基づく使用料を徴収する。

利用人数は、年間 15,000 人程度と想定している。

施設運営にあたっては、「指定管理者制度」の導入を想定している。

G区画 地域交流スペース

1 施設概略

施設周辺の地域住民および地域団体が、各種イベントや防災訓練の会場など、多目的に活用できるスペース。

2 施設整備内容

(1)土地面積

約 1,000 m²

(2)主な設備仕様

利用用途	想定面積	仕様、設備	備考
地域交流スペース	400 m ² × 2面	アスファルト整地 手洗い場	

(3)その他の施設整備

- ・駐車場 4～6台（各面2～3台）
- ・高架道路からの落下物対策（ネットの設置など）

3 施設の利用・管理

施設の利用は、原則として誰でも自由に無料で利用できる方式とする。ただし地域団体等が目的を持って一定時間以上占用して利用する場合には、事前予約制とする。

利用人数は、1日あたり40人程度と想定している。

スペース全体の管理は区が行う。施設運営にあたっては、「地域住民で組織する団体に管理を委託する」方式を想定している。

全区画 歩行空間

1 施設概略

活用区間内の施設利用者等の交通安全を確保するため、全区画を通して歩行空間を整備するとともに、交差する区道には、各区画を相互に連絡する横断歩道の設置を検討する。

2 施設整備内容

(1) 全体延長距離

575m（歩行空間の有効幅員2m以上）

(2) 主な設備仕様

利用用途	面積	仕様、設備	備考
歩行空間	575m × 2m	カラーアスファルト舗装等	練馬区まちづくり条例に基づく広場状空地やみどりを確保する用地として配置する。

(3) その他の施設整備

「歩行空間」周辺に、景観等に配慮するため、植栽帯を配置する。

3 施設の管理

「歩行空間」の管理は、各区画ごとに定められた管理者が行う。

施設運営にあたっての留意事項

1 高架道路の保全

高速道路高架下空間への施設整備であることから、施設運営にあたっては、高架道路の点検等について、必要に応じて道路管理者とともに行うものとする。

2 効果的・効率的な運営

各施設運営にあたっては、利便性・サービスの向上や地域の活性化を図るため、施設の特性に応じて民間活力の導入や区民等との協働による運営を積極的に行う。

整備スケジュール

1 全体スケジュール

平成 25 年度は、活用予定区間の現況調査および各施設の設計作業を行う。

その後、機構の「道路占用許可」を取得するとともに、実施設計・整備工事等の作業を進め、平成 28 年度までに活用区間全体の施設を整備する。

2 平成 25 年度「各施設の設計作業」の進め方

各施設の設計作業を進めるにあたって、住民・施設利用者の意見を聞きながら検討するため、下記のとおり「施設建設懇談会」を設置する。

(1) 「施設建設懇談会」の設置形態

全体会のもとに、施設ごとに下記部会を設ける。

- ・高齢者センター部会
- ・リサイクルセンター部会
- ・スポーツ関連スペース部会
- ・地域交流スペース・倉庫部会

(2) 委員

関係団体委員および地域住民委員から構成

委員全員で「全体会」を構成する。各委員はどれか 1 つの部会委員となる。

一部会あたりの人数は 10 名程度を想定

関係団体等委員

各施設の利用団体や関係団体に委員就任を依頼する。

地域住民委員

周辺住民をはじめ区民等から公募する。

- (3) 「施設建設懇談会」の検討事項
各施設の具体的整備内容について、設計作業と並行してご意見を伺う。

- (4) 「施設建設懇談会」の設置期間
平成 25 年 5 月頃から平成 26 年 3 月頃まで。おおむね 11 か月程度を想定